

改正

平成18年9月26日条例第31号

平成28年12月13日条例第26号

令和3年3月26日条例第13号

中間市議会の議員の定数を定める条例

中間市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により16人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

（中間市議会の議員の定数を減少する条例の廃止）

2 従前の中間市議会の議員の定数を減少する条例（昭和58年中間市条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成18年9月26日条例第31号）

この条例は、平成19年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

附 則（平成28年12月13日条例第26号）

この条例は、平成29年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の中間市議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。